

排水基準（その５）（印旛沼流域の小規模事業場に適用される排水基準）

[単位:mg/L（ただし pH は無単位、大腸菌数は CFU/mL）]

項 目	業種又は施設		許容限度		特定施設の番号
			既存	新規	
pH	全業種（畜産関係排出水処理施設を除く。）	海域に排出されるもの	5.0～9.0	5.0～9.0	
		海域以外に排出されるもの	5.8～8.6	5.8～8.6	
BOD 又は COD	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設		100	40	2～10、13～18 の 2、52、63 の 2、69
	動物系飼料等製造業		100	15	11
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業、飲食店、病院施設及びみなし病院施設		80	30	66 の 3～8、68 の 2、みなし指定地域特定施設
	し尿処理施設及びみなし浄化槽		60	10	72、みなし指定地域特定施設
	浄水施設		30	15	64 の 2
	水産物卸売市場		40	15	69 の 2
	その他の業種又は施設（畜産関係排出水処理施設を除く。）		40	30	1、12、18 の 3～51 の 3、53～63、63 の 3、64、65、66、66 の 2、67、68、70～71 の 6、73、74
SS	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設		90	90	2～10、13～18 の 2、52、63 の 2、69
	病院施設及びみなし病院施設		100	60	68 の 2、みなし指定地域特定施設
	し尿処理施設及びみなし浄化槽		110	20	72、みなし指定地域特定施設
	浄水施設並びに水産物卸売市場		70	30	64 の 2、69 の 2
	その他の業種又は施設（畜産関係排出水処理施設を除く。）		90	60	1、11、12、18 の 3～51 の 3、53～63、63 の 3、64、65、66～68、70～71 の 6、73、74
ノルマルヘキサン抽出物質	全業種	鉱油類	5	5	
		動植物油脂類	30	30	
フェノール類	全業種		5	5	
Zn	全業種		5	5	
Cu	全業種		3	3	
Sol-Fe	全業種		10	10	
Sol-Mn	全業種		10	10	
T-Cr	全業種		2	2	

項 目	業種又は施設		許容限度		特定施設の番号
			既存	新規	
大腸菌数	全業種		800	800	
T-N	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設		50	30	2～10、13～18 の 2、52、63 の 2、69
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店		60	30	66 の 3～8
	病院施設		50	15	68 の 2
	みなし病院施設		50	25	みなし指定地域特定施設
	みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外 のもの	70	30	みなし指定地域特定施設
		し尿等のみを処理するもの	120		
	し尿処理施設	し尿等のみを処理するもの以外 のもの	50	20	72
		し尿等のみを処理するもの	120		
	その他の業種又は施設 (畜産関係排水処理施設を除く。)		50	25	1、11、12、18 の 3～51 の 3、53～63、63 の 3～66 の 2、67、68、69 の 2～71 の 6、73、74
T-P	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設		9	2	2～10、13～18 の 2、52、63 の 2、69
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店		10	5	66 の 3～8
	病院施設		6	2	68 の 2
	みなし病院施設		9	3	みなし指定地域特定施設
	みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外 のもの	7	4	みなし指定地域特定施設
		し尿等のみを処理するもの	16		
	し尿処理施設	し尿等のみを処理するもの以外 のもの	6	2	72
		し尿等のみを処理するもの	16		
	その他の業種又は施設 (畜産関係排水処理施設を除く。)		6	2	1、11、12、18 の 3～51 の 3、53～63、63 の 3～66 の 2、67、68、69 の 2～71 の 6、73、74

- (注) 1. 印旛沼に流入する公共用水域に排出される排水に適用される。
2. 別表 1 に掲げる施設（1 の 2 を除く）のうち、1 日当たりの排水量が 10m³ 以上 30m³ 未満の事業場に適用される。
3. 「既存」とは、平成 11 年 4 月 1 日以前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場をいい、「新規」とは、平成 11 年 4 月 1 日以降特定事業場となったものをいう。
4. 「し尿等のみを処理するもの」とは、し尿とあわせて雑排水（住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第 5 条第 1 号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房及び健康増進法第 20 条第 1 項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く）を処理するものをいう。
5. 一つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとに最も厳しい基準が適用される。

別表 6 「有害物質を含む特定地下浸透水」の要件（有害物質）

[単位：mg/L]

項目	Cd	CN	O-P	Pb	Cr ⁶⁺	As	T-Hg	R-Hg	ポリ塩化ビフェニル
全業種	0.001	0.1	0.1	0.005	0.01	0.005	0.0005	0.0005	0.0005

トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン
0.002	0.0005	0.002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.0002

チウラム	シマジーン	チオベンカルブ	ベンゼン	Se	アンモニア・アンモニア化合物	亜硝酸化合物	硝酸化合物	F	B
0.0006	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.7	0.2	0.2	0.2	0.2

塩化ビニルモノマー	1,4-ジオキサン
0.0002	0.005

- (注) 1. 「有害物質を含む特定地下浸透水」とは、この表に掲げる値以上の有害物質が検出される場合をいう。
2. 「新設」「既設」の区分に関係なく同一の要件が適用される。
3. 有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透の禁止は全有害物質使用特定事業場に適用される。
4. アンモニア・アンモニア化合物にあつては 1L 当たりのアンモニア窒素の量、亜硝酸化合物にあつては 1L 当たりの亜硝酸性窒素の量、硝酸化合物にあつては 1L 当たりの硝酸性窒素の量。

別表 7 新設・既設の特定事業場の区分

区分	該 当 要 件
新設	1. 上乗せ条例の施行日以降に、特定施設を設置し、又は設置の工事に着手していた工場・事業場（注 1） 2. 既設の特定事業場のうち、特定施設の追加設置あるいは構造等の変更により、日平均排水量が一定割合以上増加した工場・事業場（注 2） 500m ³ /日以上の特設事業場の場合 → 5%以上の増加 50～500m ³ /日の特設事業場の場合 → 10%以上の増加
既設	上乗せ条例の施行日以前に、特定施設を設置し、又は設置の工事に着手していた工場・事業場（注 1）
旧条例新設	既設の特定事業場のうち、旧条例（昭和 46 年県条例第 68 号）で新設区分に該当していた工場・事業場（注 3） （一部業種等では「既設」と区分し、基準が適用される。）

- (注) 1. 上乗せ条例の施行日は、昭和 51 年 7 月 1 日ですが、その後に追加指定された次の特定施設（別表第 1 の番号で表示）については施行日が異なります。
- 64 の 2、69 の 2 昭和 52 年 1 月 1 日
 - 68 の 2、71 の 3（*印の施設を除く）昭和 55 年 4 月 1 日
 - 18 の 2、18 の 3、21 の 2～4、23 の 2、51 の 2、51 の 3
63 の 2、70 の 2、71 の 4（*印の施設を除く）昭和 58 年 1 月 1 日
 - 66 の 4～8、みなし指定地域特定施設 平成 元年 10 月 1 日
 - 指定地域特定施設 平成 3 年 10 月 1 日
 - 71 の 5（ジクロロメタンによる洗浄施設を除く）、71 の 6（ジクロロメタンの蒸留施設を除く）平成 5 年 12 月 1 日

- ・ 71 の 3（＊印の施設に限る）、71 の 4イ（＊印の施設に限る）、71 の 4ロ 平成 11 年 4 月 1 日
 - ・ 71 の 5（ジクロロメタンによる洗浄施設に限る）、71 の 6（ジクロロメタンの蒸留施設に限る） 平成 12 年 3 月 1 日
 - ・ 63 の 3 平成 13 年 7 月 1 日
 - ・ 38 の 2、66 の 2 平成 25 年 4 月 1 日
 - ・ 70 の 2（道路運送車両法改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）により特定施設となったものに限る） 令和 3 年 4 月 1 日
- ＊ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 9 年政令 269 号）」により、施行令第 5 条第 1 項及び第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号の施設のうち、新たに特定施設となったもの。
- ・ 71 の 3 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2m² 以上の焼却施設（第 5 条）
 - ・ 71 の 4イ
 - ① 汚泥（PCB 処理物であるものを除く）焼却施設であって、1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2m² 以上のもの（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）（第 7 条第 3 項）
 - ② 廃油（廃 PCB を除く）の焼却施設であって、1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2m² 以上のもの（海洋汚染防止法第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除き、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）（第 7 条第 5 項）
 - ③ 廃プラスチック類（PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く）の焼却施設であって、火格子面積が 2m² 以上のもの（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）（第 7 条第 8 項）
2. 海水を冷却用水として使用する場合（間接冷却水として使用し、水温以外に水質の変化をきたさない場合をいう。）であって、当該冷却用水を専用の排水口に排出するときは、当該冷却用水の量を排水量に算入しないで率の計算をする。ただし、事業場排水には算入する。

計算方法 【正】 $\left(\frac{\text{変更後の排水量}}{\text{既設基準適用時点の排水量}} - 1 \right) \times 100(\%)$ 【誤】 $\left(\frac{\text{変更後の排水量}}{\text{変更前の排水量}} - 1 \right) \times 100(\%)$

- （水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例第 2 条第 1 項第 4 号）
3. 旧条例での新設・既設の区分は、水域・施設・設置時期により異なります。詳細は別表 8 のとおりです。

別表 8 旧上乗せ条例（昭和 46 年千葉県条例第 68 号）における新設・既設の事業場の区分

水 域	特定事業場	既 設	新 設
1. 印旛沼に流入する公共用水域	① 旧工場排水等の規制に関する法律施行令に掲げる施設に係る特定事業場	昭和 43 年 8 月 18 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げる以外のもの
	② 旧千葉県公害防止条例施行規則別表第 1 の 3 汚水及び廃液に係る特定施設の表に掲げる施設に係る特定事業場（①に掲げる特定事業場を除く。）	昭和 45 年 9 月 28 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げる以外のもの
	③ ①及び②以外の特定事業場	昭和 46 年 12 月 31 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げる以外のもの
2. 花見川、都川、村田川及びこれらに流入する公共用水域並びに海域	① 旧千葉県公害防止条例施行規則別表第 1 の 3 汚水及び廃液に係る特定施設の表に掲げる施設に係る特定事業場	昭和 45 年 9 月 28 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げる以外のもの
	② ①以外の特定事業場	昭和 46 年 12 月 31 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げる以外のもの
3. 1 及び 2 に掲げる水域以外の公共用水域	全ての特定事業場	昭和 46 年 12 月 31 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げる以外のもの

（注） 旧千葉県公害防止条例施行規則：昭和 45 年 9 月 14 日千葉県規則第 60 号